

基本施策 F 6 暮らしのセーフティネットを充実します 主管課：生活福祉 1 課

個別施策

F6-1 生活困窮者の生活を安定させます

F6-2 生活保護受給者の就労を支援します

ア 施策の目的

生活困窮者や生活保護受給者が健康で文化的な生活を維持している。

イ 成果指標（「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標）

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R1	R2
生活保護面接相談及び生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	93.8% (27年度)	↑ 目標値	96.5	97.4	98.3	99.2	100.0
		実績値	97.3	94.4	95.6		
		達成率	100.8%	96.9%	97.2%		
生活保護受給者で就労可能な生活保護受給者（病気や障害等により就労への課題を抱えた者を含む）のうち就労している人の割合	67.1% (27年度)	↑ 目標値	65.1	66.1	67.2	68.3	69.4
		実績値	70.6	63.9	64.1		
		達成率	108.4%	96.7%	95.3%		

ウ 審議会における施策推進に向けた提案

- 生活困窮者自立支援事業については、各総合事務所の生活保護担当課と連携して取り組んでいるが、生活保護対象とならなかった人の相談を受ける際に中央総合事務所以外の事務所まで距離が離れており、緊急対応が困難な状態。インターネット等を使用し、テレビ電話での相談等が出来るようにしていただきたい。
- 子供たちの支援について、子どもたちが抱える問題は早急な対応が必要な難しい問題なので、多機関型地域包括支援センター等とも連携し、適切な対応をしていただきたい。
- 問題を抱える子供というものは、複数の課題を抱えていることが多い、一人の子供を複数部署で見守っていけるような、トータルコーディネートできるような仕組みを作っていただきたい。
- ぜんそくを理由に就業できないという方の多くは、治療を中断してこられたため調子が悪い人が多いので、そういう方はきちんと支援すると就労に持って行ける可能性が高いと思うので、ぜひ支援をしていただきたい。
- 個人情報の問題で情報共有ができず亡くなる子どももいる。一番大切なことは命に関することなので、個人情報の問題はあるが対応策を検討していただきたい。
- 高校入学がゴールではなく、高校に入学してからもずっと支えていけるようなシステムが必要ではないか。

エ 次期総合計画の策定に向けた意見

なし